

平成21年度 第25回人事委員会会議結果

1 開催日時

平成21年12月18日(水) 午後4時02分～5時50分

2 開催場所

人事委員会委員室(県庁第二庁舎7階)

3 出席者

【人事委員】

委員長	曾我紀厚
委員	高橋敬一
委員	佐蔵絢子

【事務局職員】

事務局長	西山秀雄	次長	加賀田啓
任用課長	西尾孝之	給与課長	稲田将
副主幹	懸樋順一	副主幹	松本秀樹
副主幹	川口豊長		

【傍聴者】 なし

4 議題

議案第1号 職員の昇任選考について

議案第2号 選考により採用することができる職に係る承認について

議案第3号 人事委員会規則及び通知の一部改正等について

報告第1号 職員の懲戒処分等について

協議等事項

- (1) 人事委員会の事務の専決及び代決規則の改正について
- (2) 常勤講師の配置について
- (3) 処分報告の提出に係る警察本部からの申し入れに対する対応について

5 会議の公開・非公開

議案第1号、報告第1号及び協議等事項を非公開とした。

6 議事

- (1) 議案第1号
職員の昇任選考について、事務局が説明し、選考の結果、請求のとおり合格とすることに決定した。
- (2) 議案第2号

選考により採用することができる職に係る承認について、事務局が説明し、原案のとおり承認することに決定した。

任命権者	申請日・番号	職種	採用予定者数
病院事業管理者	平成21年12月15日 第200900149697号	臨床検査技師	1名程度
教育委員会	平成21年12月8日 第200900142505号	文化財主事	1名程度
	平成21年12月7日 第200900143342号	船舶乗組員(通信長) 〃 (甲板員)	1名程度 1名程度

【説明】

① 臨床検査技師

ア 申請のあった職

臨床検査技師 1名

イ 採用予定日

平成22年4月1日

ウ 申請理由

心臓疾患手術等の機器操作を看護師（1名）が行っているが、来年度から病棟等の看護体制を確保するためこの看護師を本来業務に当たらせる予定である。この機器が操作できる職員を補充する必要があり、採用者として心臓カテーテル検査の実務経験又は知識がある臨床検査技師を確保しようとするもの。

エ 選定方法

病院局において採用試験を実施

試験内容

- ・論文試験（公務員として必要な識見、思考力等及び専門的知識についての記述式試験）
- ・面接試験

受験資格

- ・昭和25年4月2日以降生まれの者（平成22年4月1日時点で満59歳以下の者）
- ・臨床検査技師免許を有する者（平成22年4月30日までに取得する見込みの者を含む。）で、心臓カテーテル検査（主に臨床心臓電気生理検査）の実務経験又は知識があること。

オ 人事委員会の判断

上記の職は、「常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの」として整理されている職であり、また選定方法も適当であると判断する。

② 文化財主事（建造物担当）

ア 申請のあった職、採用予定者数

文化財主事 1名

イ 採用予定日

平成22年4月1日

ウ 申請理由

現在の文化財主事（任期付職員）の任期が今年度末で満了することから、その欠員を補充するため採用者を確保しようとするもの。

エ 選定方法

教育委員会において採用試験を実施

試験内容

- ・専門試験：専門的知識についての筆記試験（多肢選択式）
（建築史、文化財建造物の保存修理その他文化財全般に関する知識）
- ・論文試験：公務員として必要な識見、思考力、表現力などの能力についての筆記試験
- ・人物試験：個別面接による人物及び専門的知識についての口述試験

受験資格

- ・昭和49年4月2日以降に生まれた者（平成22年4月1日時点で満35歳以下の者）
- ・大学において建築学その他これに相当する学科等（卒業時に2級建築士試験の受験資格が得られる学科等）の課程を修め、かつ建築史又はこれに相当する科目を履修して卒業（修了）した者（卒業又は修了見込みを含む。）

オ 人事委員会の判断

上記の職は、「常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの」として整理されている職であり、また選定方法も適当であると判断する。

③ 船舶乗組員（通信長）

ア 申請のあった職

船舶乗組員（通信長） 1名

イ 採用予定日

平成22年4月1日

ウ 申請理由

境港総合技術高等学校所属の海洋練習船「若鳥丸」の通信長の辞職による欠員について、この船を運航するために法令上必要とされる有資格者を補充する必要がある、採用者の確保が必要である。

エ 選定方法

教育委員会において採用試験を実施

試験内容

- ・教養試験：公務員として必要な一般的な知識及び知能についての筆記試験
- ・専門試験：専門的知識についての筆記試験（通信工学、法規に関する科目）
- ・面接試験：人物及び専門的知識についての口述試験

受験資格

- ・昭和25年4月2日以降生まれの者（平成22年4月1日時点で満59歳以下の者）
- ・次のいずれの要件も満たす者（平成22年3月31日までに取得する見込みの者を含む。）
 - ①船舶職員及び小型船舶操縦者法第5条に規定する一級から四級までのいずれかの海技士（電子通信）の免許を有すること。
 - ②電波法第40条に規定する第一級若しくは第二級の総合無線通信士又は第一級から第三級までのいずれかの海上無線通信士の資格を有すること。

オ 人事委員会の判断

上記の職は、「常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの」として整理されている職であり、また選定方法も適当であると判断する。

④ 船舶乗組員（甲板員）

ア 申請のあった職

船舶乗組員（甲板員） 1名

イ 採用予定日
平成22年4月1日

ウ 申請理由
境港総合技術高等学校所属の海洋練習船「若鳥丸」の甲板部員（再任用職員）が来年度の再任用を希望しないことによる欠員について、業務に必要な経験や知識を有する者を補充する必要があり、採用者の確保が必要である。

エ 選定方法
教育委員会において採用試験を実施

試験内容

- ・教養試験：公務員として必要な一般的な知識及び知能についての筆記試験
- ・小論文試験：公務員として必要な識見、思考力、表現力などについての筆記試験
- ・面接試験：人物及び専門的知識についての口述試験

受験資格

- ・昭和25年4月2日以降生まれの者（平成22年4月1日時点で満59歳以下の者）
- ・次のいずれかの要件を満たす者（平成22年3月31日までに取得する見込みの者を含む。）
 - ①船舶職員及び小型船舶操縦者法第5条に規定する五級以上の海技士（航海）の免許を有すること。ただし、国家試験の筆記試験のみ合格した者及び登録船舶職員養成施設の課程を修了し国家試験の筆記試験を免除された者（修了する見込みの者を含む。）を含む。
 - ②同法第23条の3に規定する二級以上の小型船舶操縦士又は特殊小型船舶操縦士の免許を有すること。

オ 人事委員会の判断

上記の職は、「常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの」として整理されている職であり、また選定方法も適当であると判断する。

(3) 議案第3号

人事委員会規則及び通知の一部改正等について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

① 規則・通知の名称

ア 職員の給与に関する条例の一部改正に伴う給料の調整関係

【規則〔改正〕】

- ・職員の給与に関する条例別表第2の備考2等の規定に基づく給料月額調整に関する規則
- ・平成17年改正条例附則第15項の人事委員会規則で定める職員を定める規則
- ・平成18年改正条例附則第7条の規定による給料に関する規則

イ 住居手当関係

【規則〔改正〕】

- ・住居手当に関する規則

【通知〔改正〕】

- ・住居手当の運用について
- ・単身赴任手当の支給に関する規則の運用について

ウ 管理職手当関係

【規則〔改正〕】

- ・管理職手当に関する規則

【通知〔廃止〕】

- ・管理職手当の支給区分を上位に決定する学校の選定基準について

エ 警察職員の特殊勤務手当関係

【通知〔改正〕】

- ・警察職員の特殊勤務手当の運用について

オ 勤務時間関係

【規則〔改正〕】

- ・職員の勤務時間、休暇等に関する規則
- ・県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則

カ その他関係

【規則〔改正〕】

- ・公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の職員が職員団体の役員として専ら従事することができる期間の特例に関する規則

② 施行期日

平成22年1月1日（ただし、以下の規則及び通知については公布日）

- ・管理職手当に関する規則（管理職手当の支給区分に係る改正に限る。）
- ・管理職手当の支給区分を上位に決定する学校の選定基準について
- ・警察職員の特殊勤務手当の運用について
- ・公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の職員が職員団体の役員として専ら従事することができる期間の特例に関する規則

③ 概要

ア 職員の給与に関する条例の一部改正に伴う給料の調整関係

(ア) 職員の給与に関する条例別表第2の備考2等の規定に基づく給料月額の調整に関する規則

○ 昇格による給料月額の逆転の防止

行政職6級以上相当の職員の給料月額が引き下げられ、行政職5級以下相当の職員の給料月額が据え置かれることにより、昇格の際に給料月額が逆転する部分の減額率を緩和し、逆転を防止する。

○ 現給保障措置を受ける者の給料月額の調整

アによる給料の調整を行う職員のうち、わたり廃止による経過措置額や給与構造改革による現給保障を受けているものにあつては、給料月額の引下げに伴い当該保障される額に乗じられることとなる割合を、0.965又は0.936に代えて、アによる給料の調整を行った場合と同様の割合とする。

(イ) 平成17年改正条例附則第15項の人事委員会規則で定める職員を定める規則

(ウ) 平成18年改正条例附則第7条の規定による給料に関する規則

わたり廃止による経過措置を受けている者に支給される給料月額及び給与構造改革による現給保障を受けている者の本則の給料月額に加算される額については、行政職の場合、3～5級には0.965が、6級以上には0.936がそれぞれ乗じられることとなるが、行政職以外の給料表の場合、それぞれの給料表でどの級号給が行政職の3～5級、あるいは6級以上に相当するののかについて規定する。

イ 住居手当関係

(ア) 住居手当に関する規則

(イ) 住居手当の運用について

(ウ) 単身赴任手当の支給に関する規則の運用について

- 自宅に係る住居手当に関する規定の削除
自宅に係る住居手当に関する規定を削除する。
- 自宅に係る住居手当に関する規定を引用していた部分の規定の整備

住居手当の支給対象は、「自ら居住するための住居を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員」であるが、適用除外とされている職員があり、職員住宅のほか、「自宅に準ずる住宅」、例えば、扶養親族が所有する住宅などの居住者には、住居手当は支給されないこととなっている。これらの職員には引き続き支給されないが、現行では、「自宅に準ずる住宅」を「自宅に係る住居手当」関係規定を引用して規定している。今回、「自宅に係る住居手当」を削除したため、改めて規定し直すものなど。

ウ 管理職手当関係

(ア) 管理職手当に関する規則

- 支給する職及び区分の改正

教育機関及び市町村立学校に属する管理職員のうち管理職手当の支給区分を上位に設定するものの基準を定める。

- 支給月額改正

職員の給与に関する条例の一部が改正され、給料月額が引き下げられたことに伴い、管理職手当の月額を3%引き下げる。(教育職給料表(1)2級及び特2級の8種並びに医療職給料表(1)の各支給区分を除く。)

(イ) 管理職手当の支給区分を上位に決定する学校の選定基準について(廃止)

基準を規則化したことに伴い、不要となった当該通知を廃止する。

エ 警察職員の特殊勤務手当関係

警察職員の特殊勤務手当の運用について

天皇又は皇后、皇太子若しくは皇太子妃の側近警衛に準ずるものとして、「人事委員会が定めるもの」は、文仁親王又は悠仁親王の側近警衛とする。

オ 勤務時間関係

(ア) 職員の勤務時間、休暇等に関する規則

(イ) 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則

特別休暇のうち、子の看護休暇について、「小学校就学の始期に達するまでの子」としている現行規定を「12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子」とする。

カ その他関係

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の職員が職員団体の役員として専ら専従することができる期間の特例に関する規則

委託団体である日吉津村の特例期間の上限を7年とする。

【質 疑】

委 員

日吉津村のものはどういう内容か？

事務局

地公法で、一般的には5年としているが、人事委の規則で別に定めれば7年に延長できると規程があり、このたび7年にして欲しいとの依頼があったもの。これまでに公平事務委託28団体中、16団体を7年としているが、それぞれの団体の事情毎にその都度、規則改正依頼が出てくるもの。

事務局

この3月で5年を迎える役員がいて、これを7年に延ばしたいというケースもありうる。

職員団体の役員になる人がいないということもあるのかも知れない。

(4) 報告第1号

職員の懲戒処分等について、事務局が説明した。

(5) 協議等事項

- ① 人事委員会の事務の専決及び代決規則の改正について、事務局が説明し、協議した。

② 常勤講師の配置について、事務局が説明し、協議した。

③ 処分報告の提出に係る警察本部からの申し入れに対する対応について、事務局が説明し、協議した。

7 次回の人事委員会の開催

平成22年1月19日（火）午前10時00分から開催することとした。